

議案第 6 3 号

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 6 月 8 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 7
年山陽小野田市条例第 1 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「管理職手当を支給されている職員」の次に「（以下「管
理監督職員」という。）」を加え、同条第 2 項中「第 4 条の規定に基づき管理
職手当を支給される職員が、」を「管理監督職員が」に改め、「勤務を要しな
い日又は休日」の次に「（次項において「勤務を要しない日等」という。）」
を加え、ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又
は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時ま
での間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、別に定めると
ころにより、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 4 前 2 項に規定する場合において、管理監督職員が時間外勤務手当又は休日
勤務手当の支給を受けた場合は、管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第63号 参考資料

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条 第11条から前条までの規定については、第4条の規定に基づき管理職手当を支給されている職員(以下「<u>管理監督職員</u>」という。)には適用しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、<u>管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日(次項において「勤務を要しない日等」という。)</u>において勤務する場合に、別に定めるところにより支給する。</p> <p>3 <u>前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、別に定めるところにより、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>4 <u>前2項に規定する場合において、管理監督職員が時間外勤務手当又は休日勤務手当の支給を受けた場合は、管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条 第11条から前条までの規定については、第4条の規定に基づき管理職手当を支給されている職員には適用しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、<u>第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日において勤務する場合に、別に定めるところにより支給する。ただし、時間外勤務手当又は休日勤務手当の支給を受けた場合は、この限りでない。</u></p>